

## ◎ 休暇及び欠勤（女川町職員服務規程第7条）

勤務時間等規則に基づき、年次有給休暇及び特別休暇（種類は下記を参照）を受けることができます。

特別休暇の事由にあらず、年次有給休暇を使いきった後の休暇は欠勤となります。

### ◆年次有給休暇

6月以上の任期を定めて任用されると付与され、付与される日と日数は、採用の条件によって変わり、最大20日まで翌年に繰越が可能です。

#### ◎以下の（1）～（3）に該当する場合

- （1）週5日以上勤務日がある会計年度任用職員
  - （2）週の勤務日が4日以下で週の勤務時間が29時間以上の会計年度任用職員
  - （3）週以外の期間によって勤務が定められており、勤務日が年217日以上の会計年度任用職員
- ・採用時に10日付与されます。
  - ・全勤務日の8割以上出勤した者であって、任期が更新された場合には、採用日から起算した継続勤務年数に応じて加算があります。

採用日から起算した 継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
加算後の日数	11日	12日	14日	16日	18日	20日

#### ◎上記の（1）～（3）に該当せず、以下のする場合

- （4）週の勤務日が4日以下の会計年度任用職員
  - （5）週以外の期間によって勤務日が定められており、勤務日が年48日以上216日以下の会計年度任用職員
- ・採用時に以下の表のとおり年次有給休暇が付与されます。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日
日数	7日	5日	3日	1日

- ・全勤務日の8割以上出勤した者であって、任期が更新された場合には、採用日から起算した継続勤務年数に応じて加算があり、以下の表の日数が付与されます。

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	169日～216日	121日～168日	73日～120日	48日～72日	
任用日から 起算した日	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

◆特別休暇（勤務時間、休暇等に関する規則第15条）

会計年度任用職員に対しては、下記のとおり特別休暇が与えられますが、有給の休暇と無給の休暇の2種類があります。

有給		無給	
1	公民権行使	1	保育時間
2	官公庁出頭	2	子の看護休暇
3	現住所の滅失	3	家族看護休暇
4	出勤困難	4	介護休暇
5	退勤途上危機回避	5	介護時間
6	忌引休暇	6	生理休暇
7	結婚休暇	7	母子保健指導・健康診査
8	夏季休暇	8	公務上の疾病
9	妊産婦保健指導・健康診査	9	病気休暇 ※有給の日数を超えて療養する必要がある期間
10	妊産婦捕食休息	10	骨髄等ドナー休暇
11	妊婦通勤混雑		
12	不妊治療通院		
13	産前休暇		
14	産後休暇		
15	妻の出産に伴う休暇		
16	妻の出産に伴う子の養育		
17	病気休暇 ※週の勤務日数に応じて1～10日		